新潟県後期高齢者医療広域連合職員服務規程の一部を改正する規程を次のように 定める。

令和4年9月29日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田 達何



新潟県後期高齢者医療広域連合訓令第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員服務規程の一部を改正する規程

新潟県後期高齢者医療広域連合職員服務規程(平成19年新潟県後期高齢者医療 広域連合訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第3条第4号」を「第8条第6号」に、「育児休業計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同条第3項中「(育児休業規則第4条において準用する場合を含む。)」を「及び第4条第1項」に改める。

様式第11号及び様式第12号を次のように改める。

番号年月日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

所属課長

ED

育児短時間勤務計画書

下記のとおり育児短時間勤務計画書の提出がありましたので、進達します。

記

に	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第8条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について提出します。														
	なお、記	載事項	原に変見	更が生じた	場合に	は遅滞なく	届け	出ます。	年	月	<b>B</b>				
所	属	名				職名・月	5名				•				
1	請求に	係る一	<u>*</u>												
子	の氏々	名				生年月	Ħ	年	月		'日生				
2	請求者	の計画	ij												
	請	求	期	間		年	月	日から	年	月	日まで				
	再度	の請え	<b></b>	期間		·年	月	日から	年	月	日まで				
4	備			考											

(注)

- 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
- 2 「請求期間」欄は、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

所属

課長

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

所属課長

印

## 育児休業承認請求書

下記のとおり育児休業の承認(期間延長)の請求がありましたので、承認(期間延長)されるよう副申します。

(代替職員の要否その他参考事項)

所見															
							記								
地方	地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。)第2条第2項														
(第3	(第3条第1項)の規定により育児休業の承認(期間延長)を請求します。														
										,	年	月	日		
所	属	名					職名・氏名		•				1		
			B	ŧ		名									
請求に	係る子	<u> </u>	秱	続 柄									'		
			4	E. 在	F 月	E	年	月	日生						
	Ø	内	容			司尼く育育 (育余再承一休)児児 同児く度認	休業の業を業業のの業を業をの業をでとり、のでで、の業をでは、ないのでは、ないでは、ないでは、はいでは、はいいではいいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいいでは、はいいではいいで	目第合初度 回法場職 回第合員ののの 目第合員ののの	後の育児休業 第1項各号 の長長の長 延長の第1項限 が条第1項限 が1歳6か月	きの水が に掲げ 業に表のなり、での り、での	以(既) おいま (既) おいま (別) おいま (別) はいま (別)	こ見休 既育業育に見います。 これ に 見の 見い おいま に 見の 見がれ まんり しょう	を		
育 児	休	業	請	求	期	間	年	月	日から	年	月	E	まで		

						年	,	月	日から	年	月	日まで
既	に	育	児	休	業	年		月	日から	年	月	日まで
を	L	た		期	間	年		月	日から	年	月	日まで
						年		月	日から	年	月	日まで
			氏		名							
配	偶	者	育の	児 休 期	業間	年		月	日から	年	月	日まで
備	考											

- 注1 この請求書(新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の指名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること。(写しでも可)。
  - 2 「請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条 の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「非常勤職員の2歳までの子の育 児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(注5において同じ。)。
  - 3 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
  - 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職名、異名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
  - 5 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号 に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳 までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
  - 6 「備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、その旨お酔い養子縁組の効力が生じた日を、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
  - 7 該当する□には✔印を記入すること。

附 則 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(育児休業等)

- 第15条 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第17号。以下「育児休業条例」という。) 第8条第6号に規定する<u>育児短時間勤務計画書</u>は、様式第11号によるものとし、所属課長を経由して、広域連合長に提出しなければならない。
- 2 育児休業条例第10条に規定する育児短時間勤務承認請求書は、様式第11号の2によるものとし、所属課長を経由して、広域連合長に提出しなければならない。
- 3 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成 19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第13号。以下「育児休業規則」とい う。)第2条第1項<u>及び第4条第1項</u>に規定する育児休業承認請求書は、様式第 12号によるものとし、所属課長を経由して、広域連合長に提出しなければなら ない。

4 • 5 (略)

(育児休業等)

第15条 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成 19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第17号。以下「育児休業条例」と いう。)<u>第3条第4号</u>に規定する<u>育児休業計画書</u>は、様式第11号によるものと し、所属課長を経由して、広域連合長に提出しなければならない。

旧

- 2 育児休業条例第10条に規定する育児短時間勤務承認請求書は、様式第11 号の2によるものとし、所属課長を経由して、広域連合長に提出しなければな らない。
- 3 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第13号。以下「育児休業規則」という。)第2条第1項<u>(育児休業規則第4条において準用する場合を含む。)</u>に規定する育児休業承認請求書は、様式第12号によるものとし、所属課長を経由して、広域連合長に提出しなければならない。

4·5 (略)

新	ll ll
511号(第15条関係)	様式第11号(第15条関係)
番     号       年     月     日       新潟県後期高齢者医療広域連合長     様	番 年 月 新潟県後期高齢者医療広域連合長 様
所属課長 回 育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書 下記のとおり育児短時間勤務計画書の提出がありましたので、進達します。 記	所属課長 育 児 休 業 等 計 画 書 下記のとおり育児休業等計画書の提出がありましたので、進達します。 記
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第8条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。 年 月 日	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第8条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について提出します。 年月日
所属名    職名・氏名	所属名 職名・氏名
1 請求に係る子	
子 の 氏 名 生年月日 年 月 日生	2 請求に係る子
2 請求者の計画	子の氏名 生年月日 年 月 日生
請求期間     年月日から年月日まで       再度の請求予定期間     年月日から年月日まで	3 請求者の計画
112 121 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	請求期間 年月日から 年月日ま
4 備 考	再度の請求予定期間 年 月 日から 年 月 日まっ
注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が 生じた後遅滞なく)提出すること。	4 備 考
2 「請求期間」欄は、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。 4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。	(注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場 記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。 2 「請求期間」欄は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入

3 子の出生前に提出する場合は、「2請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。 4 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

							新																	旧							
12号(第15	5条関係															様式第1	2 号	(第15	条関係	)									erri		
													番年	月															番 年	月	号 日
i潟県後期高齢	*者医療』	与域道	車合長	様										,		新潟県	:後期高	高齢者図	医療広域	連合長	様	ŧ									
										所	属課	長															戸	所属課長	ŧ		ED
				育	児休	、業 🧸	承 認	請习	ド 書													育 児	休業	美承 訓	忍請习	き 書					
記のとおり育	'児休業の	)承認	忍(期間	]延長	) の誹	求が	ありま	ミしたの	ので、	承認(期	間延	長)さ	れるよ	よう副門	す。	下記の	とおり	り 育児を	*業の承	認(期	間延長	:) の請求	さがあり	りました	こので、	承認(期間	延長)さ	れるよ	う副申し	ます。	
下記のとおり育児休業の承認 (期間延長) の請求がありましたので、承認(期間延長)されるよう副申します。    所属   (代替職員の要否その他参考事項)   課長   所見											所属 課長 所見		(代替職)	員の要る	らその	他参考事	項)														
17176							 記											ı						記							
						以下「	· 「育児		-	いう。)	第 2					=27 pri			の育児休			法律第2	2条第:			第1項)の	規定によ	より育児	見休業の流	承	
- P	4			1.								- 4	F	<u>月</u>		Ē	斤 扂	禹 名				職名・	·氏名	7					•		
<u></u>	名	氏		名 4	哉 名	・氏	<u>名</u>  _							€					氏		名										
=+ D1_ <i>F</i> = ==															青求に1	係る子	続		柄												
このとおり育り	· · · ·	続		柄				п											生	年 月	日	4	年	月	日						
		生:	年 月			年		月		生						1	児	休	業 請	求其	間			年	月	目から	年	月	目ま~	C.	
				- I I I I I	VIIV		IE		<del></del>	. Mr =										: 認 :	明間			年	月	日から	年	月	日ま~	で	
										k業の承認 k業の承認				育児休		類	: 長 0	り場合	延長	請求	期間			年	月	日から	年	月	日まで	C.	
								項各	号に排	引げる育り	<b>凡休</b>	業を除	(,)	を取得																	
			た場合のものに限る。) □ 育児休業の期間の最初の延長 □ 育児休業の期間の再度の延長									理	! #	自 等																	
			7. 1	(育児 場合 6 方の育)	休業法 のもの か月ま	<ul><li>第2条</li><li>に限る</li><li>での引</li></ul>	条第 1 る。)、 子の育 認が必	項各- 育児体 育児体 数要な <sup>3</sup>	号に排作業の対象情を	は保業の対象では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	見休事度の非常事	業を除る	:く。) 、非常 の 2 i	を取得動職員		若し 2 間に の も い こ と	く(ア) (ア) (ア) (ア) (現) (現) (現) (現) (現) (現) (現) (現) (現) (現	母子に保 青 (当言 美を子 その また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。	展手帳の 系る開合を が場合を まの対象を まの対象が また。	出生の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金	出済証法はは、	明欄の写 たない子 より勤務 その氏名。 、(ウ) 係る子の	ドレ等の ドレを養育 ドレを表する ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	かいずれ 育する場 かった耶 との続 係る子 をび も	iか)を 場合(当 裁員を防 柄及び 以外の 変承認の	<ul><li>(申請に・ ・ ※付する ・ 後該請求に・ ・ きく。)が当 生年月日を 子について ・ 子につい係</li><li>は、その理</li></ul>	こと。 系る子の 系 該請 、 、 、 、 、 、 、 、 、 に 育 、 の お に の に の に の に の に の に の に の に の に の	の出生の に係る 請求に 児休業 等を理由	O日から 子につい C係る子z の承認を 日等欄に言	5 7日 て最初 が養子の 受けて 記入する	5
育児休	業請	市本	対	間					月	日から		年	月	月音		3 #	攻のト	ヨフロヤトラ	マスルサ	及い月	ルロハギ	:7切1日1072	上以任言	日小りる	ノがカロ(っ	いての埋	コで 柱	コマナイ刺(い	-pL/\ y ′	<i>□</i>	
								·	月	日から		年	月	日音																	
		_		業				······	月	日から		年	月	月音																	
と し	<i>7</i> C	J	朝	間				······	月	日から		年	月	日言																	
							1	年.	月	目から		年.	月	目音		1															

							新						
			者	氏		名							
配	偶			育の	児 休 期	業間		年	月	日から	年	月	日まで
備	考												

- 注1 この請求書(新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第 3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の指名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること。(写しでも可)。
  - 2 「請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲 げる場合に該当してする育児休業をいい、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4 の規定に該当してする育児休業をいう(注5において同じ。)。
  - 3 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
  - 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職名、異名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
  - 5 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
  - 6 「備考」欄には、(7)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を、(4)請求に係る子が養子の場合においては、その旨お酔い養子縁組の効力が生じた日を、(5)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること
  - 7 該当する□には✔印を記入すること。